

横浜市公立大学法人評価委員会 評価の考え方・進め方について

1 法人評価委員会の評価の基本方針

- (1) 第 4 期中期目標、第 4 期中期計画の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を書面及びヒアリング等により確認し、総合的な評価を実施するとともに、市民に分かりやすく公表する。
- (2) 市立大学の質的向上に資するよう、意欲的な取組を積極的に支援するほか、専門的観点から課題点を指摘するとともに、過去の指摘事項が大学運営に的確に反映されているかを確認する。
- (3) 自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市立大学全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、目標設定の妥当性についても検討し、必要に応じて計画の修正を求める。

2 令和 5 年度の評価の流れ

(1) 令和 4 年度の業務実績評価

- 市立大学が、6 月末までに、「年度の業務実績報告書」を作成し、自ら評価を行い、7 月 4 日の法人評価委員会で報告する。
- 委員は、書面及び市立大学からのヒアリングにより、年度計画の実施状況等を調査・確認する。
- 調査・確認した内容に基づき、各委員が個別に業務実績の分野別の評価を実施する。
- 8 月 18 日の法人評価委員会では、各委員が実施した年度業績評価に基づき、委員の協議により法人評価委員会としての評価を取りまとめる。

(2) 第 3 期中期目標の総合評価

- 市立大学が、6 月末までに「第 3 期中期目標の期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に係る中間評価（みなし評価）」を踏まえ、「第 3 期中期目標期間における業務実績報告書」を作成し、自ら評価を行い、7 月 4 日の法人評価委員会で報告する。
- 委員は、市立大学が提出した第 3 期の業務実績報告書及び市立大学からのヒアリングにより、みなし評価で指摘された留意点及びみなし評価以降の市立大学の取組を中心に調査・確認する。
- 調査・確認した内容に基づき、第 3 期中期目標期間のみなし評価を基本に、各委員が個別に第 3 期中期目標期間の総合評価を行う。
- 8 月 18 日の法人評価委員会では、各委員が実施した「第 3 期中期目標期間の総合評価」に基づき、委員の協議により法人評価委員会としての評価をとりまとめる。

3 評価方法

(1) 年度ごとの評価

各年度計画の達成状況を確認すること等により業務の実績について評価を行う。

① 評価基準

- ・ 年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
＜S評価＞
- ・ 年度計画を順調に達成している ＜A評価＞
- ・ 年度計画を十分には達成できていない ＜B評価＞
- ・ 年度計画をほとんど達成していない ＜C評価＞

② 評価の視点

- ・ 評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
- ・ 組織、業務等について、改善の方法等を明らかにすること。

(2) 中期目標期間における総合評価

みなし評価や法人評価委員会において指摘された留意点等を踏まえ、第3期中期目標期間における総合的な評価を行う。

- ・ 中期計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
＜S評価＞
- ・ 中期計画を順調に達成している ＜A評価＞
- ・ 中期計画を十分には達成できていない ＜B評価＞
- ・ 中期計画をほとんど達成していない ＜C評価＞

4 評価における法人の留意事項

(1) 取組項目毎の実施状況の把握・確認

中期計画・年度計画等に位置付けられた取組項目毎に、実施状況、成果や達成状況、取組の方向性や課題等を客観的かつ簡潔に整理する。また、成果指標として設定された項目に限らず、実績数値等の把握・整理に努める。

(2) 経営層による分野別の評価

取組項目毎の把握に基づき、法人自ら、分野毎に、教育や研究・診療等の業務の質の向上、運営や財務の改善・効率化の観点から、客観的な評価を行い、その結果を明記するよう努める。

(3) 社会経済状況等の変化の反映

社会経済状況等の変化や、これに伴う法人に求められる役割・期待等を的確に捉え、必要に応じ、今後の取組の方向性や課題等を検討し明確化する。さらに必要な場合は、目標の修正を検討する。

(4) 過年度の評価委員会からの指摘事項への対応

過年度の評価において指摘された事項に関する法人の取組状況については、原則次年度の法人評価委員会において説明する。